家畜衛生便り

令和８年１１月１０日発行

西部家畜保健衛生所　○吉野川庁舎　〒776-0002　吉野川市鴨島町麻植塚136-3　TEL 0883-24-2029　FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎　〒779-4703　三好郡東みよし町中庄856-1　TEL 0883-82-2397　FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL　https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/

今季初、国内野鳥で高病原性鳥インフルエンザ確認！

＜発生情報＞

回収日　　令和８年１１月２日

回収場所 と 検体

①秋田県　由利本荘市
ハシブトガラス

②北海道　音更町
オオハクチョウ

③鹿児島県　出水市
環境試料（水）



- 渡り鳥の飛来が本格化する
  １０月から翌年５月までは**警戒を強化**
- 特に**１１月から翌年１月までは重点対策期間**

飼養衛生管理基準の次の項目を**毎月点検**し、
報告してください。　（報告期間１０月～翌年５月）

1　衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
2　衛生管理区域専用の衣服、靴の使用
3　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
4　家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
5　家きん舎ごとの専用靴の使用
6　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置
7　ねずみ及び害虫の駆除

毎月の点検・報告の**全国的な取組（一斉点検）**が、
高病原性鳥インフルエンザの発生予防につながります。

異状の早期発見、早期通報に留意してください。

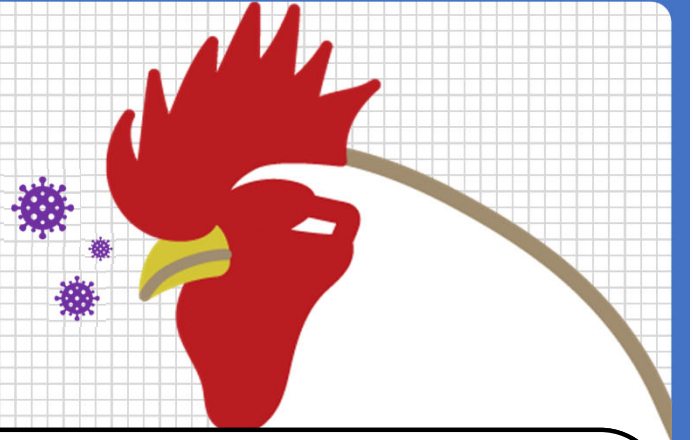
飼養鶏の健康観察を徹底し、死亡羽数の急増（通常の死亡羽数の２倍以上）を含む、何らかの異状が確認された場合は、直ちに最寄り家畜保健衛生所に連絡ください。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所
○吉野川庁舎　　0883-24-2029
○東みよし庁舎　0883-82-2397

家畜保健衛生所は、休日･夜間も24時間対応しています。

対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも**高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い**状況です。
- 本病の発生を予防するため、**地域におけるリスク低減対策**を推進し、いま一度、**農場におけるウイルス侵入防止対策**を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を**毎月点検**し、**不備があれば改善**。

人、物、車両の入出時対策

- 衛生管理区域**専用の衣服や靴**の使用。
- 着用前後で**交差のない動線、明確な境界**を確保。
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- **家きん舎ごとの専用の靴**の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の**破損修繕**。
  →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ねずみ及び害虫の**駆除**
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に**覆い**を設置。
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など**誘引を防止**。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは特に**警戒を強化**。
11月から翌年１月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の**家畜保健衛生所に届け出**。

通報の遅れは、手当金の減額等に繋がる可能性があります。

野鳥・野生動物対策

- 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により**野鳥の飛来を防止**
- 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- 野鳥等への安易な餌やり等の中止

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



MAFF 農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

徳島県西部家畜保健衛生所
TEL 吉野川庁舎 **0883-24-2029**／東みよし庁舎 **0883-82-2397**

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→

令和７年度シーズンの疫学調査を踏まえて

MAFF 農林水産省

高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認

⚠ 過去シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵（じん）、羽毛等（塵埃（じんあい））によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。（令和８年10月１日施行）

フィルター・不織布の設置





細霧装置の設置



入気口の一部閉鎖



等

02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。

地域内での発生に備えた準備

- 地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- 地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- 農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- 把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



池の周囲にネットを設置



水抜き

03 分割管理導入の検討

⚠

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

04 誘導換羽中も警戒を徹底

⚠

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート　（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察（強化）	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
		平常時	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	・通常時	・東日本地域で発生 ※東日本地域：北海道、東北、関東、北陸、東海	・西日本地域で発生 ※西日本地域：近畿（兵庫県、大阪府、和歌山県を除く）、中国四国（四国を除く）、九州、沖縄	・近隣府県で発生 ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・県内で発生
	家きん	・海外で発生	ー	・国内で発生（近隣府県を除く） ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・近隣府県で発生 ※近隣府県：香川県、愛媛県、高知県、兵庫県、大阪府、和歌山県	・隣接地域で複数発生（制限区域設定期間内） ・県内で発生 ※隣接地域：香川県、愛媛県、高知県、淡路島
解除基準			発動基準となる野鳥監視重点区域及び移動制限区域の解除			
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼（家伝費措置）	・「ステージⅡ」と同対応	・野鳥監視重点区域の指定 ・その他は「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導 （リスク分析に基づく巡回指導） ・養鶏関係者への情報提供 （海外発生状況など） ・死亡羽数の報告徴求 （法第52条第1項） ※ 月1回 ・死亡野鳥の検査	・飼養衛生管理の巡回指導強化 （高リスク養鶏場の重点指導） ・消毒要請（消石灰散布） ・渡り鳥の飛来状況の調査 （環境省の対応技術マニュアル） ・その他は「感染観察」と同対応	・石灰消毒強化（3週間に1回以上）要請 ・消毒命令（法第9条）と消石灰配布 （家きん国内初発時対応） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上）要請 ・死亡羽数の報告徴求 （法第52条第1項） ※ 制限区域内農場：毎日 その他：週1回 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上）要請 ・消石灰再配布の検討 ・野鳥の大量死や異常の有無の調査 （環境省の対応技術マニュアル） ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒（定期） ・殺鼠剤散布（定期） ・県に対し死亡羽数を報告 ※ 月1回 ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・石灰消毒強化（3週間に1回以上） ・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化（特に重点7項目） ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化（2週間に1回以上） ・県に対し死亡羽数を報告 ※ 制限区域内農場：毎日 その他：週1回 ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化（1週間に1回以上） ・本県家きん発生時は、法に基づく防疫措置 ・その他は「ステージⅢ」と同対応

※ 法に基づく対応内容は、発生状況に応じて決定する。
※ 地方区域は、地方農政局・農政事務所の管轄に準じる。
※ 法とは家畜伝染病予防法を指す。